

定 例 教 育 委 員 会 会 議 録

2024（令和6）年9月30日定例教育委員会が、一宮市役所本庁舎6階特別会議室に招集された。

1 定例教育委員会議案案件

第37号議案 令和7年度教職員定期人事異動方針について

第38号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について

2 出席委員

高橋教育長 浅井委員 五藤委員 高橋委員 青山委員 川松委員 武藤委員

3 欠席委員

無

4 一宮市教育委員会会議規則第15条の規定により出席したものの職氏名

森教育部長 平野教育部次長 福田総務課長 尾関学校教育課長 岸上学校給食課長
白木生涯学習課長

5 同上規則第17条の規定により書記として出席したものの職氏名

伊藤総務課専任課長 平山総務課課長補佐 岩田総務課主事

6 傍聴者

1名

会 議 て ん 末

高橋教育長（午後2時00分着席、開会を宣言）

ただ今から、9月の定例教育委員会を開催いたします。本日の会議録署名者を五藤委員と浅井委員のお二人にお願いいたします。それでは、8月の定例教育委員会の会議録がお手元に渡っていると思いますが、これについて何かございませんか。

各委員

異議ありません。

高橋教育長

ご異議がないようでございますので、8月の定例教育委員会の会議録について承認いたします。それでは本日の議案の審議に入ります。第37号議案 令和7年度教職員定期人事異動方針についてご説明をお願いします。

尾関学校教育課長

第37号議案 令和7年度教職員定期人事異動方針について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付するものであります。提案理由は、市民の信託に応え、本市公立小・中学校教育の充実・振興を図り、学校に清新の気風を醸成し、教職員の教育意欲を高揚するための定期人事異動方針について、教育委員会の議決を求めるため、本案を提出するも

のです。(別紙(案)に基づいて説明) よろしくご審議をお願いいたします。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

小中学校間の異動を推進することで、臨時免許による授業の解消を図るという趣旨の説明でしたが、臨時免許とはどういったものでしょうか。

尾関学校教育課長

中学校は各教科の免許を持った教員が授業を行いますが、該当の免許を持つ教員が足りない場合に、例外的な措置として一時的に免許教科外の臨時免許を申請することで、自分の教科以外の授業ができるものです。

委員

小学校の先生が中学校に教えに行くことはできないのでしょうか。

高橋教育長

兼務発令を行えば可能ですが、学校が離れていると移動時間等の問題があり実情としては難しいです。

委員

臨時免許を、知識や経験がある定年を迎えた先生方にご協力いただくことはできないのでしょうか。

尾関学校教育課長

臨時免許を申請できるのは正規教員のみです。

委員

小中学校の異動について、小学校と中学校の免許の違いのハードルはないのでしょうか。

尾関学校教育課長

免許の種類が異なりますが、小学校と中学校の両方の免許を持っていれば小中学校の異動は可能です。

委員

育児休業中の長期勤務者はその対象とするとありますが、休暇が長くなるほど復帰に不安を持ち、退職してしまう方もいるのではないのでしょうか。復帰する時、本人に異動の希望などは聞き取りしてもらえるのでしょうか。

尾関学校教育課長

育児休業中であっても校長が連絡を取って希望の聞き取りを行います。

委員

長期勤務者と短期勤務者について教えていただきたいです。長期勤務者は異動の対象となるとありますが、そもそも先生は異動したいものなのではないのでしょうか。

尾関学校教育課長

慣れた学校の方が勤務しやすいことはあると思いますが、いろいろな学校で経験を生かしていただきたいということから、定期的に異動をしていただくよう考えています。

委員

逆に短期勤務者については、勤務年数が3年未満の者については異動の対象にしないとありますが、例えば勤務年数が2年の方が異動したいと思ってもできないということでしょうか。

尾関学校教育課長

3年という期間は原則であるため特別な事情があれば対象となることもあります。

委員

四役の先生の異動についてはどうなっているのでしょうか。

尾関学校教育課長

今回審議いただいている内容は一般教員の人事異動方針です。四役の異動は別になります。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第37号議案 令和7年度教職員定期人事異動方針について原案どおり可決いたします。続きまして、第38号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、ご説明をお願いします。

白木生涯学習課長

受付番号第36号及び第38号について後援内容説明。

高橋教育長

何かございませんか。

委員

受付番号第36号について、前回は後援を見送り、今回は子ども達の教育に繋がる部分があるとのことでしたが、それはどういったところか具体的に教えてください。

白木生涯学習課長

販売だけの一般的なマルシェとは違い、出店の多くがハンドメイドのブースで、出店者に例えばクッキーのデザインを子ども達が行うなど、子ども達のためになることをお願いしています。また、ステージで子ども達の発表会も行っており、子ども達が楽しめる内容になっています。

委員

前回はものを作るとかはなく、販売だけだったのでしょうか。

白木生涯学習課長

前回は同じことを行っていました、詳細を把握できていませんでした。

委員

受付番号36号と38号の両方の事業について、どういったところに参加を促すPRを行うのでしょうか。

白木生涯学習課長

受付番号36号については学校にチラシを配布すると聞いております。受付番号38号については、学校にチラシを配布するかは聞いていませんが、事業規模が小さいため、近隣の方や、保育園、学校に通う子どもやその保護者を対象に、会員を通して周知すると聞いています。

委員

開催規模が極めて小さく、ご近所だけのよう限られた地域で開催される場合は後援名

義の使用を許可するのでしょうか。

森教育部長

後援名義使用許可基準の中で、許可しない事業として、市内全域を対象としない事業とありますので、ご近所だけのように対象が特定される場合は許可しないことがあります。

委員

広く皆さんにお知らせしていただくということは、許可するために必要な条件になりますので、生涯学習課から申請者の方にお話してください。

白木生涯学習課長

承知いたしました。広く参加を募っていただくよう依頼します。

委員

受付番号36号と38号共に、開催日が10月20日と11月4日とあり、イベントが盛んな時期かと思われま。開催される尾西地域で他に何か開催されたりするのでしょうか。

白木生涯学習課長

この時期は、芸術文化協会等が、いろいろな場所で様々な事業を行っています。波及効果も期待されるため、開催日が重なることは悪くないと考えています。

高橋教育長

他に何かございませんか。

各委員

賛成いたします。

高橋教育長

全員賛成ですので、第38号議案 一宮市教育委員会後援名義の使用について、原案どおり可決いたします。以上をもちまして、本日の審議を終わります。次に報告事項をお願いいたします。

報告事項

森教育部長

一宮市議会9月定例会について

福田総務課長

一宮市教育委員会後援名義の使用許可について、持ち回り決裁について、隣接校選択制について

尾関学校教育課長

2024年度 全国学力・学習状況調査について

その他

福田総務課長

10月・11月・12月・1月・2月の定例教育委員会の日程について、給食交歓会の日程について、令和6年度第2回総合教育会議の日程について

閉 会 宣 言

高橋教育長

これもちまして、本日の会議を終わります。

以上、会議のてん末を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

教 育 長

委 員

委 員